

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 会員の皆さまへ

医療保険基本特約、介護一時金支払特約、軽度認知障害等一時金支払特約、  
がん保険特約セット団体総合保険、傷害総合保険

# 手をつなぐおたすけプラン

障害のある方もない方も

がん

日ごろ

介護

子どもに負担をかけないための

NEW



がんは日本人の2人に1人がかかると言われ、罹患者数も年々増加しています！

がんと診断されたら…

抗がん剤治療も  
補償！

何度でも<sup>※</sup>

一時金として

200万円

※2年に1回を限度とします

新規加入年齢満69歳まで

G 2 人 の 場 合	満年齢	0~24歳	25~29歳	30~34歳
	月払保険料	390円	550円	970円

●保険金額200万円 ●保険期間1年 ●1名あたり ●団体割引10%  
●本団体保険の保険料は「介護医療保険料控除」の対象となります。(令和6年5月現在)  
※詳しい補償内容と保険料については、パンフレットをご確認ください。

保険期間 令和6年10月1日午後4時 から 令和7年10月1日午後4時まで1年間

加入締切 令和6年9月6日 ※保険期間中の中途加入も毎月受付します(毎月10日締切)。

中途加入の補償期間 加入手続きの翌月の1日 から 令和7年10月1日午後4時まで

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社



# 手をつなぐおたすけプラン

## ご加入のお誘い

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会会員の皆さまには、日ごろから本会の取組みにお力添えを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会の会員や障害のある本人を対象とする福利厚生事業としてスタートした【おたすけプラン】は、ご好評をいただきたくさんの方にご加入いただいております。これまでは、主にご家族、支援者等の病気やケガに備える所得補償保険である【おたすけプラン・暮らし】と、国民の2人に1人が患うとされている「がん」の補償に特化した【おたすけプラン・がん】、年齢に関係なく加入できて自転車の自賠償保険を兼ねることもできる【おたすけプラン・日ごろ】をそれぞれご用意しておりました。

そして、いよいよ今年からは認知症を中心とする要介護状態へ備える保険【おたすけプラン・介護】をスタートいたします。知的障害のある人の親は、自身が要介護状態となっても子どもからの援助は期待しにくい現状があります。認知症予防の取組みと合わせて、ぜひ多くの会員に加入いただければと思います。私たち育成会の使命は、知的障害のある人の権利が守られ、本人の発達、教育、労働、生活のために必要な支援を実現することにあります。

今後とも、知的障害のある本人を中心に、本人の暮らしを支える家族や支援者の皆さまと手をつないで、本人の安心で豊かな生活のために努力していきたくと思います。

どうぞ、本会の会員と知的障害のある本人を対象とした福利厚生、支え合い活動として、本会の団体保険である【手をつなぐおたすけプラン】にご加入いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

2024年7月

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会

会長 佐々木 桃子

# 手をつなぐおたすけプラン

当制度は一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会の本体事業です

## 介護 がん 日ごろ

知的障害者本人・ご家族向け  
安心・安全・健康をサポート

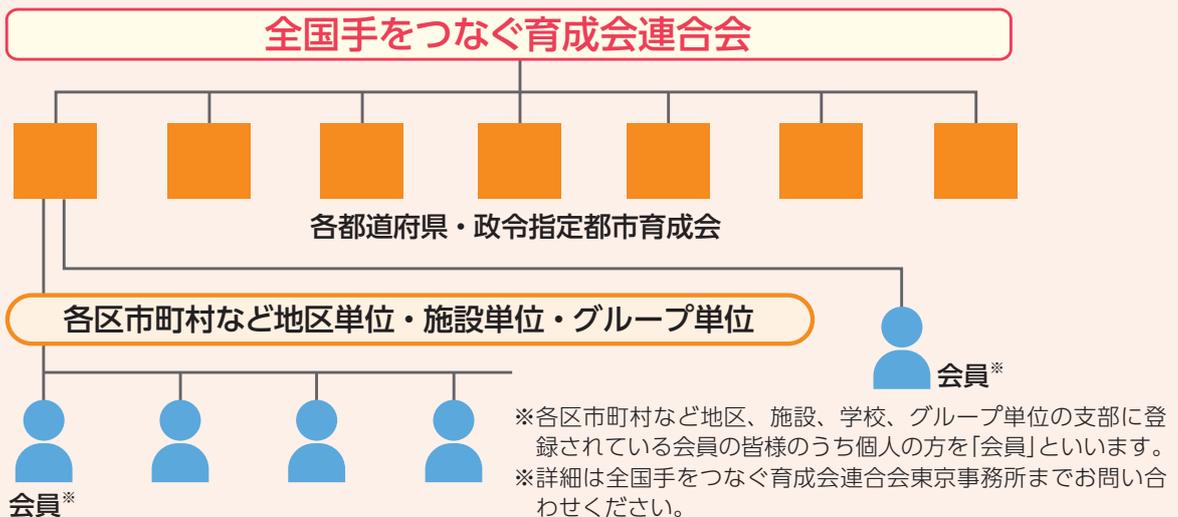
## 暮らし

知的障害者を支える方の  
万が一の際の収入をサポート  
※別パンフレットをご参照ください

### 加入対象者

本保険は各都道府県・政令指定都市育成会にある各区市町村等の育成会の構成員(全国手をつなぐ育成会連合会の正会員、およびそのご家族)の皆様がご加入できます。

#### 「会員」とは



### お申込みの手順

全国手をつなぐ育成会連合会のホームページから、「加入依頼書(兼健康状態告知書)」「口座振替依頼書」を印刷。

※印刷が難しい場合は、全国手をつなぐ育成会連合会東京事務所までお問い合わせください。

●全国手をつなぐ育成会連合会ホームページ

検索

●記載例を参考に、必要項目をご記入ください。

※記載例はそれぞれの用紙に付録されています。

●加入締切日までに全国手をつなぐ育成会連合会東京事務所まで送付ください。

※9月8日以降でも中途加入が可能です。

## こどもに負担をかけることのないように 介護の備え、始めましょう。

手をつなぐ育成会の介護保険なら無理なく介護に備えられます。

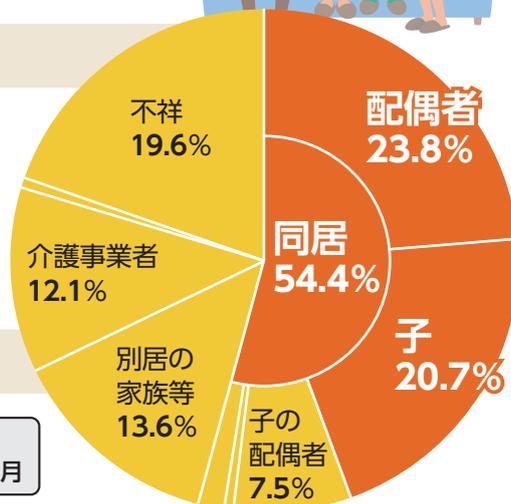


### 要介護者との続柄

1位 同居している配偶者

2位 同居している子

3位 同居している子の配偶者



### 介護にかかる平均費用

約**580**万円

初期費用約  
74万円

月々の平均費用  
約8.3万円×61か月

※過去3年間に介護経験がある人への調査

※生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」2021(令和3)年度を参考に作成

出典：厚生労働省

「国民生活基礎調査の概況」/2019年

## 介護が必要になることは誰にでも起こりえます。

要介護となった  
主な原因1位

**認知症**

2位  
脳血管疾患  
(脳卒中)

3位  
骨折・転倒



出典：厚生労働省 2019年 国民生活基礎調査の概況

もしご自身の生活で介護が必要になったら

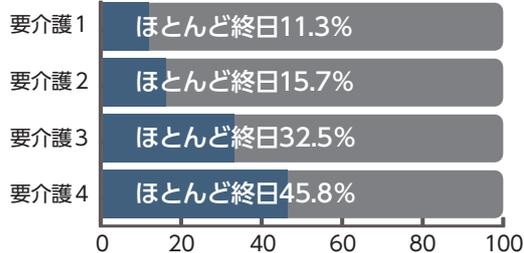
**こどもに負担をかけてしまう**

ことは避けられません。



要介護2を超えると  
同居者の日々の介護時間が  
大きく上がります。

### 要介護度別の同居の主な介護時間



出典：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」

公的介護保険で利用できる介護サービスでも

**自己負担が必要です。**

公的介護保険で利用できる介護サービスは決められていたり、自己負担額(1～3割)も必要となります。また、介護用住宅改造や介護用ベッドの購入など初期費用も必要になります。

こどもに負担をかけたくない！と思った今、備え始めましょう。

NEW

介護

# 保険金額・保険料

手をつなぐおたすけプラン「介護」は、介護が必要になった時に大切なこどもの負担を軽減するため**介護一時金**が受け取れます。

被保険者

満55～59歳  
の場合

団体契約で

## 10%割引

月払保険料 **880円**

団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。

### 介護一時金

## 300万円コース

公的介護保険の**要介護2～5認定の場合\***にお支払い

※公的介護保険制度の要介護2～5の認定を受けた場合または、損保ジャパンが定める所定の要介護状態となり、所定の日数を超えて継続した場合にお支払いします。保険金をお支払いする場合およびお支払いできない場合の詳細につきましては、あらましを必ずご覧ください。

急な介護にかかる費用としてまとまったお金で受け取れる一時金をお使いいただけます。

#### ①入居時の初期費用<sup>※1</sup>（介護保険対象外）

内容	料金
入居一時金	1,620,000円
保証金	129,600円
翌月分光熱費・居室費・ 管理費前払い	112,400円
<b>合計(全額自己負担)①</b>	<b>1,862,000円</b>

#### ③その他、介護保険対象外の費用<sup>※1</sup>（1か月分）

内容	料金
食費	55,000円
居室費	62,000円
光熱費	月額 10,800円
その他管理費、日用品、 理容費等	56,000円
<b>月額合計(全額自己負担)③</b>	<b>183,800円</b>

#### ②介護保険からの給付と自己負担額(1か月分)

内容	単価	日数	料金
特定施設入居者 生活介護サービス費 <sup>※2</sup>	7,320円	30日	219,600円
医療機関連携加算 <sup>※3</sup>	—	月額	800円
サービスの利用合計金額			220,400円
介護保険からの給付(費用の9割)			▲198,360円
<b>自己負担額(1割負担)②</b>			<b>22,040円</b>

#### 自己負担額の目安

利用開始月の費用(①+②+③) **2,067,840円**  
 以後の月額費用(②+③) **205,840円**

※1：有料老人ホームとの契約により内容・費用は異なります(全額自己負担)。表の金額は一例です。

※2：特定施設入居者生活介護は「在宅サービス」ですが、支給限度額を当てはめず、利用額の9割(所得が一定以上の第1号被保険者は8割～7割)が介護保険から給付される仕組みです。

※3：この他、施設によってサービス提供体制強化加算、認知症専門ケア加算などの種々の加算・減算があります。

#### ▼年齢・コース別月払保険料一覧(保険期間1年、団体割引10%)

ご自身・ご家族のための介護準備を無理なく進められます。

補償内容	型名	保険金額	補償内容	保険金額	満年齢	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳
介護一時金	K1	200万円	軽度認知障害等一時金	10万円	月払保険料	230	290	390	680	1,160	1,910	3,890	7,790
	K2	300万円			月払保険料	250	340	490	880	1,570	2,610	5,390	10,940

※被保険者が、保険期間中に初めて軽度認知障害または認知症と診断確定された場合は、軽度認知障害等一時金をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは一回かぎりとなります。

※満80歳以上の方の保険料等については、代理店の全国手をつなぐ育成会連合会までお問い合わせください。

注意

本保険は、介護を受ける被保険者の年齢により保険料が変わります。また、40歳から満79歳までの方が新規加入いただけます。継続は、満89歳まで可能です。  
 (注1)保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の被保険者の満年齢によります。  
 (注2)ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

加入対象者 全国手をつなぐ育成会連合会の会員

被保険者 全国手をつなぐ育成会連合会の会員またはご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)を被保険者としてご加入いただけます。  
 (新規加入の場合、満79歳(継続加入の場合は満89歳)までの方が対象となります。)

## ⑥つのメリット

**① 何度でも診断保険金をお支払いします。**  
(2年に1回を限度とします。※)

**② がん手術保険金は、何回でもお支払いします。**  
(手術の種類によっては回数に制限があります。)

**③ がん入院保険金は、1日目から入院日数無制限でお支払いします。**

**④ がん外来治療保険金は、入院を伴わない通院や往診だけの治療でもお支払いします。**  
(手術の種類によっては回数に制限があります。)

## 補償内容

	補償内容	保険金額		
		G1	G2	G3
<b>がん診断保険金</b>	初めて「がん」と診断確定されたとき、2回目以降「がん」と診断確定され、その治療を直接の目的として入院を開始されたときにお支払いします。※1	<b>100万円</b>	<b>200万円</b>	<b>300万円</b>
<b>がん入院保険金</b>	がんで入院された場合に、1日目から入院保険金日額をお支払いします。	1日につき <b>10,000円</b>	1日につき <b>20,000円</b>	1日につき <b>30,000円</b>
<b>がん手術保険金</b>	「がん」の治療のために病院または診療所において手術を受けられたとき、重大手術は入院保険金日額の40倍、重大手術以外の入院中の手術は入院保険金日額の20倍、重大手術以外の外来の手術は入院保険金日額の5倍をお支払い(1回の手術につき)。*一部の軽微な手術は対象外となります。	1回につき 入院時： <b>20万円</b> 外来時： <b>5万円</b> 重大： <b>40万円</b>	1回につき 入院時： <b>40万円</b> 外来時： <b>10万円</b> 重大： <b>80万円</b>	1回につき 入院時： <b>60万円</b> 外来時： <b>15万円</b> 重大： <b>120万円</b>
<b>がん外来治療保険金</b>	がんで外来治療を受けた場合に、がん外来治療保険金日額をお支払いします(支払限度日数365日)。ただし、がん外来治療保険金支払限度日数に達した場合であっても、その翌日以降に手術、放射線治療、抗がん剤治療に該当する外来治療を受けた場合は、その日数に対し、がん外来治療保険金支払い限度日数に関わらず、外来治療保険金をお支払いします。	1日につき <b>5,000円</b>	1日につき <b>10,000円</b>	1日につき <b>15,000円</b>
<b>抗がん剤治療保険金</b>	がんと診断確定され、その直接の結果として抗がん剤治療を開始した場合は、抗がん剤治療を受けた日の属する月ごとに、支払限度月数(60カ月)を限度として、抗がん剤治療保険金を支払う特約です。	1カ月につき <b>10万円</b>	1カ月につき <b>10万円</b>	1カ月につき <b>10万円</b>
<b>先進医療等保険金</b>	病気・ケガにより先進医療等(先進医療および臓器移植術)を受けた場合に、先進医療の技術料や臓器移植に要する費用をお支払いします。	<b>500万円</b>	<b>500万円</b>	<b>500万円</b>

注目

注目

**⑤ 上皮内がん、白血病も  
お支払いの対象です。**  
(減額することなくお支払いします。)

**⑥ 先進医療等補償保険金は、  
がん以外の場合も  
補償対象となります。**

※ 2回目以降の診断保険金は、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。

(注)初年度契約の始期からその日を含めて91日目から補償が開始します。

## 保険料

●保険期間 1年 ●団体割引 10%

●手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、がん外来治療保険金支払限度日数変更特約セット

年齢区分 (満年齢)	月払保険料		
	G1	G2 <b>オススメ</b>	G3
0歳～24歳	250円	390円	540円
25歳～29歳	390円	550円	710円
30歳～34歳	650円	970円	1,290円
35歳～39歳	960円	1,430円	1,910円
40歳～44歳	1,520円	2,250円	2,980円
45歳～49歳	2,470円	3,810円	5,150円
50歳～54歳	3,610円	5,810円	8,020円
55歳～59歳	5,130円	8,300円	11,470円
60歳～64歳	7,320円	11,880円	16,450円
65歳～69歳	10,260円	16,890円	23,520円
70歳～74歳(継続のみ)	13,210円	21,510円	29,810円
75歳～79歳(継続のみ)	15,380円	25,130円	34,880円

(※1)保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。

(※2)年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。

(※3)ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

(※4)新規加入の場合、満69歳(継続契約の場合は満79歳)までの方が対象となります。

(※5)本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(令和6年5月現在)

●おたすけプランは全国手をつなぐ育成会連合会会員のための福利厚生制度です。制度運営費のご負担はございません。

告知内容に該当がなければ障がいのある方もご加入できます。

以下項目に「はい」または「いいえ」で告知いただきます。

「はい」がある場合ご加入いただけません。

## 1 今までにがんを患ったことがありますか？

今までに「がん<sup>(※1)</sup>」「上皮内がん」での医師の診察、検査、治療または投薬を受けたこと、医師にがんを指摘されたこと、または健康診断・がん診断・人間ドックでがんを指摘されたことがありますか。

## 2 直近で〈別表〉に記載されている疾病の診察がありますか？

告知日現在から過去2年以内に、〈別表〉記載の疾病により、医師の診察、検査、治療または投薬を受けたこと、医師に病気を指摘<sup>(※2)</sup>されたこと、または健康診断・がん診断・人間ドックで要治療・要精密検査・6カ月以内の要再検査のいずれかを指摘されたことがありますか。

## 3 他の保険契約または共済契約<sup>(※3)</sup>に加入している場合、今回ご契約の保険金額との合計が、次の金額を超えていますか。

- がん診断保険金：300万円
- がん入院保険金：日額30,000円

(※1) 悪性新生物をいいます。白血病、悪性リンパ腫を含みます。

(※2) 経過観察を含みます。

(※3) 他の保険契約または共済契約とは、医療保険、がん保険、各種商品の入院特約等、この保険の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

### 〈別表〉

※告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が〈別表〉にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、〈別表〉に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

ポリープ・しゅよう等	ポリープ しゅよう(良性、悪性、性状不詳または不明を含みます。) 結節しゅりゅう(腫瘤) 多発性ポリープ(ポリポージス) 異形成
食道・胃・腸の疾病	胃・腸・十二指腸・食道・肛門のかいよう 腸閉塞 かいよう性大腸炎 食道静脈瘤 クロウン病 GIST(ジスト)
肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、肝不全、肝炎、肝肥大、肝のうよう、肝機能障害(入院や治療を伴うもの)、胆のう炎、慢性すい炎、すいのう胞
腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎 慢性腎不全 前立腺肥大 水腎症 のう胞腎
気管支・肺の疾病	慢性閉塞性肺疾患(COPD) 間質性肺炎 肺気腫 じん肺 けい肺 結核、肺線維症、胸膜炎、真菌症
女性の疾病	子宮筋腫、卵巣のう腫、乳腺症、乳腺炎、子宮内膜症、子宮内膜増殖症
その他	白板症 出血(便せん血・不正出血・咯血・吐血・下血・血尿) 貧血(鉄欠乏性貧血を除く) 皮膚筋炎(多発性筋炎) びらん しこり 黄疸 アルツハイマー病

日ごろは、  
**[傷害総合保険+特定感染症危険補償特約]**と**[個人賠償責任補償特約]**を  
 セットしたプランです。

## 傷害総合保険

- 日常生活の中で生じた偶然な事故によりケガをされた場合、入院、通院にかかった費用をお支払いします。
- 事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、保険金をお支払いします。

### 保険金をお支払いする事故は…

- 交通事故でケガをして入院した。



- 階段で転んでケガをして入院し、手術した。



- すべり台から落ちてケガをして通院した。



## 個人賠償責任補償特約

- 日常生活の中で生じた偶然な事故やご自宅等の建物により生じた偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負った場合を対象とします。(※職務に起因する事故は対象外)
- 法律上の損害賠償金のほか弁護士費用や争訟費用を補償します。 被保険者の範囲につきましてはP.15をご確認ください。

### 保険金をお支払いする事故は…

- 子どもが投げたボールが誤って窓ガラスを破損させた。



- 自転車加害事故により第三者にケガをさせた。

(注)2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。



- 自宅の塀が倒れ、通行人にケガをさせた。



- 買い物先で誤って商品を壊した。



- 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた。



- 風呂の水を出しっぱなしにして、階下のお宅の部屋を水浸しにした。



さらに安心

### 賠償事故の示談交渉サービス付 (日本国内のみ)

個人賠償責任保険金のお支払対象となる賠償事故(日本国内において発生した事故にかぎります。)により損害賠償請求を受けた際には、損保ジャパンが示談交渉をお引受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

※示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

自転車による加害事故では高額な賠償金の支払いを求められることもあります。日ごろで備えることができます。

高額賠償となった事例	
賠償額	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 (神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。 (東京地方裁判所、平成20年6月5日判決)
5,438万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。 (東京裁判所、平成19年4月11日判決)

日本損害保険協会調べ

## 保険金額

○保険期間 1年 ○団体割引 10%

○特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約セット

	保険金額	補償内容
後遺障害保険金	100万円	事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。
入院保険金	1日につき 1,000円	事故により入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。
手術保険金	入院時： 1万円 外来時： 5,000円	事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。
通院保険金	1日につき 450円	事故の発生日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。
葬祭費用補償 (特定感染症危険用)	300万円	特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用(実費)に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。
個人賠償責任 補償	1億円	日常生活で生じた偶発的な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。免責金額(自己負担額)はありません。 <b>国内示談交渉サービス付帯。</b>

日常生活でのケガも補償対象となります。

## 保険料

		(職種級別A級)	型名
●「がん」に併せてご加入の場合 「日ごろ」のみ中途でご加入の場合	▶▶▶	月払保険料	490円 N12
●「日ごろ」のみ10月1日始期契約で ご加入の場合	▶▶▶	一時払保険料	5,200円 N1

※危険度の高い職業の場合、同一の補償でも保険料が高くなります。運転手やとび職などが該当します。

職種級別	職業・職種
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業(高所作業の有無を問いません)、採鉱・採石作業、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等)、農林業作業

- ※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
- ※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。の方等についてはお引き受けできません。

		(職種級別B級)	型名
●「がん」に併せてご加入の場合 「日ごろ」のみ中途でご加入の場合	▶▶▶	月払保険料	620円 NB12
●「日ごろ」のみ10月1日始期契約で ご加入の場合	▶▶▶	一時払保険料	6,770円 NB1

「介護」の加入者(被保険者)限定

加入者(被保険者)向けサービス

# ご加入者限定WEBサービス SOMPO笑顔倶楽部



「SOMPO笑顔倶楽部」は、介護に関する情報不足による不安や悩みを支援するWEBサービスです。

- MCI(軽度認知障害)の早期発見や認知機能低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービス紹介等まで一貫した有用な情報をWEB上で加入者の皆様にご提供します。
- 保険金をお支払いする要介護状態に該当されていなくても、保険に加入していれば介護サービスを紹介することが可能です。
- 保険金をお支払いする要介護状態に該当された後は、サービス利用費用が保険金のお支払いの対象になる場合があります。

## SOMPO笑顔倶楽部の主なコンテンツ

認知症知識・最新情報

認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。

認知機能チェック

認知症・MCIの予兆を把握(チェック)するサービスを提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。

サービスナビゲーター

お客さまの日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておススメのサービスを提示します。

認知機能低下の  
予防サービスの紹介

予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下の予防につながるサービスをご紹介します。<sup>(※)</sup>

介護に関するサービスの紹介

SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービスをご紹介します。<sup>(※)</sup>

(※)パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償 いずれもあります。

(注1)本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。

(注2)お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。

(注3)本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。

(注4)本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客さまのご負担となります。

(注5)本サービスのご利用方法については、ご加入いただいた皆さまに後日お配りするご案内チラシに記載していますので、ご確認ください。

(注6)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

# SOMPO 健康・生活サポートサービス

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンの**手をつなぐおたすけプラン**にご加入いただいている加入者さまへのサービスをご用意しております。

## サービスメニュー

## 無料電話相談サービス

### マネジメントサポート

産業保健の経験を有する保健師、看護師等がメンタルヘルスに関わる人事マネジメント全般に関する質問にお応えします。

### 産業医サポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等が、メンタルヘルスを非専門とする産業医との対応等に関する相談にお応えします。

### リハビリテーションサポート

産業保健の経験を有する保健師、看護師等が職場復帰のためのリハビリ全般に関わる相談にお応えします。

### 職場復帰サポート

産業保健の経験を有する保健師、看護師等が職場復帰のための職場環境等の体制整備全般に関わる質問にお応えします。

### メンタルヘルス個別相談

産業保健の経験を有する保健師・看護師等が従業員のメンタルヘルスに関する人事労務担当者からの個別相談について、電話または面談で対応します。(面談の場所はSOMPOヘルスサポート(株)のカウンセリングルームとなります。1案件につき1回50分の面談で、事前に予約が必要になります。)

※継続的に相談が必要な場合は有料となります。

### メンタルヘルスセミナーへの招待

SOMPOヘルスサポート(株)主催のセミナーに無料招待します。

### 健康だより

健康管理等に関わるトピックスをメール配信します。

(注)健康だよりのご利用を希望される場合は、所定の利用申込書によるメールアドレスの事前登録が必要となります。

- ※1 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
- ※2 ご相談の際には、企業・団体名、証券番号をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- ※3 ご利用時間は平日9:00～17:00となります。
- ※4 ご利用は日本国内からにかぎります。
- ※5 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※6 ご相談内容や、お取次ぎ事項によっては、有料となるものがあります。

## 補償内容・加入手続きに関する相談窓口

【取扱代理店】

**一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会**

TEL: 03-5358-9274 FAX: 03-5358-9275

受付時間: 平日の午前10時～午後6時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

## 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

### ●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL: 03-3349-5137 受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで  
公式ウェブサイト <https://www.sompo-japan.co.jp/>

### ●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022808 (通話料有料)

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

### ●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

(事故サポートセンター) **0120-727-110** (受付時間: 24時間365日)

### ●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店とご締結いただいている有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### ●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。

必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### ●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

SJ24-04911 (2024/07/23)